

幸村杯なぎなた大会（九度山町）協賛取扱要項

1 目的

この要項は、九度山町で開催する幸村杯なぎなた大会（以下「大会」という。）に対する協力・支援等の受け入れに関して、企業等から「協賛金、又は大会運営に資する物品等の提供」（以下「協賛」という。）の申し出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の受入れ

- (1) 協賛は幸村杯なぎなた大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が受け入れる。
- (2) 協賛の申し出については、協賛申込書（第1号様式）により、協賛金又は協賛品として受入れを行う。
- (3) 協賛品を受入れた場合は、協賛受領証明書（第2号様式）を発行する。
- (4) 協賛にかかる物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

3 協賛品等

協賛品は、原則として大会の運営に要する諸物品とする。

(1) 啓発用物品		
掲示物		看板、のぼり旗、ポスター、パンフレット 等
配布物		うちわ、ポケットティッシュ、クリアファイル 等
(2) 大会用物品		
服飾関係物品		ポロシャツ、帽子、IDカードケース 等
(3) 歓迎装飾用物品		
歓迎装飾用物品		横断幕、懸垂幕 等
(4) おもてなし用物品		
おもてなし用物品		飲料水、食物、大会参加記念品 等
(5) その他		
その他		プログラム冊子への協賛他、実行委員会との協議による

4 協賛として取り扱わないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動等に係わるものと認められるもの
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者の活動等に係わるものと認められるもの
- (5) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛者の意向に応じ、協賛者名を表示することができる。ただし、協賛にかかる物品等の場合、直接表示することが不適當な場合はその他の方法により表示することができる。
- (2) 協賛の表示方法については、事前に実行委員会と協議するものとする。

6 協賛への謝意

実行委員会は、協賛金または協賛品の提供を受けたときは、協賛者に対し礼状その他の方法により謝意を表するものとする。また、必要に応じて、幸村杯なぎなた大会ホームページ等にその旨を掲載する。

7 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。